

兵庫県公報

令和6年8月2日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例施行規則及び環境影響評価に関する条例施行規則の一部を改正する規則（建築指導課）	1
告 示	
○ 平成29年兵庫県告示第400号（太陽光発電施設の設置等に関する基準）の一部改正（建築指導課）	13
○ 平成30年兵庫県告示第1009号（風力発電施設の設置等に関する基準）の一部改正（同）	14

公布された法令のあらまし

◎太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例施行規則及び環境影響評価に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第31号）

- 1 太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例の一部改正により、災害の危険性が高い太陽光発電施設の設置等に係る工事について許可制を創設すること等に伴い、当該許可の申請に係る手続を定める等所要の整備を行うこととした。
- 2 太陽光発電施設の設置等に係る事業計画の届出等の対象となる事業区域の規模について、神崎郡市川町の区域においては1,000平方メートルに引き下げることにした。

規 則

太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例施行規則及び環境影響評価に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年8月2日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第31号

太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例施行規則及び環境影響評価に関する条例施行規則の一部を改正する規則

（太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例施行規則の一部改正）

第1条 太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例施行規則（平成29年兵庫県規則第26号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

（設置禁止区域の適用除外）

第1条の2 条例第5条の2第2項第1号に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 条例第5条の2第1項各号に掲げる土地の区域（以下「設置禁止区域」という。）を事業区域に含む場合であって、当該設置禁止区域内において太陽光発電施設等を設置する工事が行われない場合
- (2) 条例第5条の2第1項第2号に掲げる土地の区域を事業区域に含む場合であって、当該土地の区域内における行為について、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第18条第1項の許可を受けている場合
- (3) 条例第5条の2第1項第3号に掲げる土地の区域を事業区域に含む場合であって、当該土地の区域内における行為について、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条第1項の許可を受けている場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、設置禁止区域内において想定される崖崩れ若しくは土砂の流出による災

害の発生を助長するおそれがないことが明らかであると認められる場合又は当該災害が発生した場合においても、人の生命、身体若しくは財産、避難施設その他の避難場所若しくは避難路その他の避難経路に被害が生ずるおそれがないことが明らかであると認められる場合

第2条第2項中「事業計画届出書を受理した」を削る。

第3条中「第4項」の右に「、第7条の2第2項並びに第7条の3第2項」を加える。

第3条の2に次の1号を加える。

- (3) 太陽光発電施設にあっては、事業区域に含まれる森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項に規定する地域森林計画の対象となっている民有林（以下「民有林」という。）の区域の面積及び当該民有林において設置工事に伴う切土又は盛土（別表第1において「切土等」という。）をする土地の面積
- 第5条及び第5条の2の見出し中「届出」を「届出等」に改め、同条の次に次の2条を加える。

（設置の許可の申請）

第5条の3 条例第7条の2第1項（条例第10条第1項において準用する場合を含む。）の規定による許可の申請は、太陽光発電施設設置許可申請書（様式第3号の2）を知事に提出して行わなければならない。

- 2 第2条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する太陽光発電施設設置許可申請書の提出について準用する。この場合において、これらの規定中「事業計画届出書」とあるのは「太陽光発電施設設置許可申請書」と、同条第2項中「当該届出」とあるのは「当該申請」と読み替えるものとする。

（変更の許可の申請）

第5条の4 条例第7条の3第1項（条例第10条第1項において準用する場合を含む。）の規定による変更の許可の申請は、太陽光発電施設設置変更許可申請書（様式第3号の3）を知事に提出して行わなければならない。

- 2 第2条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する太陽光発電施設設置変更許可申請書の提出について準用する。この場合において、これらの規定中「事業計画届出書」とあるのは「太陽光発電施設設置変更許可申請書」と、同条第2項中「当該届出」とあるのは「当該申請」と読み替えるものとする。

第6条の次に次の1条を加える。

（知事の定める法令等の事前手続）

第6条の2 条例第8条の2（条例第10条第1項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める法令等の手続は、次に掲げる手続とする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項若しくは第2項又は第35条の2第1項の規定による許可の申請の手続（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の許可を要する場合に限る。）
- (2) 環境影響評価法（平成9年法律第81号）第16条の規定による公告、縦覧及び公表の手続
- (3) 環境影響評価に関する条例（平成9年兵庫県条例第6号）第15条第1項の規定による書類の提出の手続
- (4) 砂防指定地管理条例（平成15年兵庫県条例第30号）第4条第1項、第5条第1項又は第7条の規定による許可の申請の手続

第7条第1項中「第9条」を「第9条第1項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（工事廃止の届出）

第7条の2 条例第9条第2項（条例第10条第1項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、工事廃止届出書（様式第4号の2）を知事に提出して行わなければならない。

- 2 前項に規定する工事廃止届出書には、別表第2の2に掲げる図書を添付しなければならない。

第10条の次に次の1条を加える。

（身分証明書の様式）

第10条の2 条例第12条第3項の規定による証明書の様式は、様式第7号のとおりとする。

第13条第1項の表区域の欄中「及び多可郡多可町」を「、多可郡多可町及び神崎郡市川町」に改める。

第14条中「、第19条及び第20条」を「及び第19条から第23条まで」に改める。

別表第1の1の項明示すべき事項等の欄(4)中「及び事業区域内の緑地の保全」を削り、同欄(7)を同欄(8)とし、同欄(6)の次に次のように加える。

- (7) 自然環境の保全に関する設計の概要

別表第1の4の項明示すべき事項等の欄(5)を同欄(6)とし、同欄(4)を同欄(5)とし、同欄(3)の次に次のように加える。

(4) 太陽光発電施設にあつては、事業区域に含まれる民有林の面積並びに当該民有林において設置工事に伴う切土等をする土地の面積の求積に必要な寸法及び算式

別表第1の5の項明示すべき事項等の欄(6)を同欄(7)とし、同欄(5)の次に次のように加える。

(6) 太陽光発電施設にあつては、事業区域に含まれる民有林の位置

別表第1の13の項明示すべき事項等の欄(3)中「切土又は盛土(以下「切土等」という。)」を「切土等」に改め、同欄に次のように加える。

(8) 太陽光発電施設にあつては、事業区域に含まれる民有林の位置

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第2の2(第7条の2関係)

図書の種類	縮尺	明示すべき事項等
1 工事廃止後の平面図	1/1,000以上	(1) 工事廃止後の状況 (2) 工事廃止時に行った措置 (3) 工事廃止後の現況写真との照合符号及び撮影方向
2 工事廃止後の現況写真		事業区域内及び事業区域周辺の工事廃止後の状況が分かるカラー写真
3 その他知事が必要と認める図書		

様式第1号中

「

太陽光発電施設又は風力発電施設の出力	キロワット
--------------------	-------

」

を

「

太陽光発電施設又は風力発電施設の出力	キロワット
事業区域に含まれる森林法第5条第1項に規定する地域森林計画の対象となっている民有林の区域の面積	平方メートル
上記民有林において設置工事に伴う切土又は盛土をする土地の面積	平方メートル

」

に改め、同様式注意を次のように改める。

注意 1 「事業区域に含まれる森林法第5条第1項に規定する地域森林計画の対象となっている民有林の区域の面積」の欄及び「上記民有林において設置工事に伴う切土又は盛土をする土地の面積」の欄は、太陽光発電施設を設置する場合にのみ記入してください。

2 ※印のある欄は、記入しないでください。

様式第3号中

「 年 月 日付で届け出た」

を

{ 年 月 日付で届け出た }
{ 年 月 日付け第 号で許可を受けた }

に、

「

太陽光発電施設又は風力発電施設の出力	キロワット
--------------------	-------

」

を
「

太陽光発電施設又は風力発電施設の出力	キロワット
事業区域に含まれる森林法第5条第1項に規定する地域森林計画の対象となっている民有林の区域の面積	平方メートル
上記民有林において設置工事に伴う切土又は盛土をする土地の面積	平方メートル

」

に改め、同様式注意中2を3とし、1の次に次のように加える。

2 「事業区域に含まれる森林法第5条第1項に規定する地域森林計画の対象となっている民有林の区域の面積」の欄及び「上記民有林において設置工事に伴う切土又は盛土をする土地の面積」の欄は、太陽光発電施設を設置する場合にのみ記入してください。

様式第3号の次に次の2様式を加える。

様式第3号の2（第5条の3関係）

正本

太陽光発電施設設置許可申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） -

電子メール

太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例 {第7条の2第1項
第10条第1項において準用する同条例第7条の2第1項}

の規定により、次のとおり太陽光発電施設の設置の許可を申請します。

設置者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）		
管理者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）		
工事着手予定年月日	年 月 日	
工事完了予定年月日	年 月 日	
事業区域の所在地		
事業区域の面積	平方メートル	
太陽光発電施設の出力	キロワット	
事業区域に含まれる森林法第5条第1項に規定する地域森林計画の対象となっている民有林の区域の面積	平方メートル	
上記民有林において設置工事に伴う切土又は盛土をする土地の面積	平方メートル	
工 事 の 設 計		
太陽光発電施設の管理の方法（廃止後において行う措置を含む。）		
そ の 他 必 要 な 事 項		
※ 受 理 番 号 ・ 年 月 日	年 月 日 第 号	
※ 許可状況	許 可 年 月 日	年 月 日
	許 可 番 号	第 号
	許 可 に 付 し た 条 件	
※ 備 考		

注意 ※印のある欄は、記入しないでください。

副本

太陽光発電施設設置許可申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） -

電子メール

太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例 ^{{第7条の2第1項}
_{第10条第1項において準用する同条例第7条の2第1項}

の規定により、次のとおり太陽光発電施設の設置の許可を申請します。

設置者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）	
管理者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）	
工事着手予定年月日	年 月 日
工事完了予定年月日	年 月 日
事業区域の所在地	
事業区域の面積	平方メートル
太陽光発電施設の出力	キロワット
事業区域に含まれる森林法第5条第1項に規定する地域森林計画の対象となっている民有林の区域の面積	平方メートル
上記民有林において設置工事に伴う切土又は盛土をする土地の面積	平方メートル
工 事 の 設 計	
太陽光発電施設の管理の方法（廃止後において行う措置を含む。）	
そ の 他 必 要 な 事 項	

※	年 月 日
通	様
知	兵庫県知事 
欄	(通知の内容)
	1 許 可 年 月 日 年 月 日
	2 許 可 番 号 第 号
	3 許可に付した条件

様式第3号の3（第5条の4関係）

正本

太陽光発電施設設置変更許可申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） -

電子メール

太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例 {第7条の3第1項
第10条第1項において準用する同条例第7条の3第1項}

の規定により、 年 月 日付け第 号で許可を受けた事業計画について、次のとおり変更の許可を申請します。

設置者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）		
管理者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）		
工事着手予定年月日	年 月 日	
工事完了予定年月日	年 月 日	
事業区域の所在地		
事業区域の面積	平方メートル	
太陽光発電施設の出力	キロワット	
事業区域に含まれる森林法第5条第1項に規定する地域森林計画の対象となっている民有林の区域の面積	平方メートル	
上記民有林において設置工事に伴う切土又は盛土をする土地の面積	平方メートル	
工事の設計		
太陽光発電施設の管理の方法（廃止後において行う措置を含む。）		
その他必要な事項		
※ 受理番号・年月日	年 月 日 第 号	
※ 許可状況	許可年月日	年 月 日
	許可番号	第 号
	許可に付した条件	
※ 備考		

注意 1 変更部分について変更前と変更後のものが対比できるように2段書きとし、変更前のものは朱書で上段に、変更後のものは黒書で下段にそれぞれ記入してください。

2 ※印のある欄は、記入しないでください。

副本

太陽光発電施設設置変更許可申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） -

電子メール

太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例 { 第7条の3第1項
第10条第1項において準用する同条例第7条の3第1項 }

の規定により、 年 月 日付け第 号で許可を受けた事業計画について、次のとおり変更の許可を申請します。

設置者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）	
管理者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）	
工事着手予定年月日	年 月 日
工事完了予定年月日	年 月 日
事業区域の所在地	
事業区域の面積	平方メートル
太陽光発電施設の出力	キロワット
事業区域を含む森林法第5条第1項に規定する地域森林計画の対象となっている民有林の区域の面積	平方メートル
当該民有林において、設置工事に伴い切土又は盛土をする土地の面積	平方メートル
工事の設計	
太陽光発電施設の管理の方法（廃止後において行う措置を含む。）	
その他必要な事項	

※ 通 知 欄	年 月 日
	様 兵庫県知事 印
	(通知の内容) 1 許可年月日 年 月 日 2 許可番号 第 号 3 許可に付した条件

様式第4号中「第9条」を「第9条第1項」に、

「 年 月 日付けで届け出た事業計画に係る工事」

を

「 { 年 月 日付けで届け出た事業計画に係る }
 { 年 月 日付け第 号で許可を受けた } 設置工事」

に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第4号の2（第7条の2関係）

工事廃止届出書

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） -

電子メール

太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例（第9条第2項、第10条第1項において準用する同条例第9条第2項）の

規定により、{ 年 月 日付けで届け出た事業計画に係る } 設置工事を廃止しましたので、次のとおり届け出ます。

設置者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）	
事業区域の所在地	
工事着手年月日	年 月 日
工事廃止年月日	年 月 日
※ 受理番号・年月日	年 月 日 第 号
※ 備考	

注意 ※印のある欄は、記入しないでください。

様式第5号中「次のとおり」を

「次のとおり{ 年 月 日付けで届け出た事業計画に係る}
年 月 日付け第 号で許可を受けた」

に改める。

様式第6号中「次のとおり」を

「次のとおり{ 年 月 日付けで届け出た事業計画に係る}
年 月 日付け第 号で許可を受けた」

に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第7号（第10条の2関係）

第 号

身 分 証 明 書

職 氏 名

生年月日 年 月 日

上記の者は、太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例（平成29年兵庫県条例第14号）第12条第2項の規定に基づき、事業区域その他太陽光発電施設等の設置に係る場所に立ち入り、太陽光発電施設等、帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問する職権を有するものであることを証明する。

年 月 日

兵庫県知事 印

↑
5.5
センチメートル
↓

←----- 9センチメートル ----->

注 意 事 項

1 太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例第12条第2項の規定に基づき、事業区域その他太陽光発電施設等の設置に係る場所に立ち入り、太陽光発電施設等、帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問するときは、この証明書を携帯しなければならない。

2 職権に基づき事業区域その他太陽光発電施設等の設置に係る場所に立ち入り、太陽光発電施設等、帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問する際に、関係人の請求があった場合においては、この証明書を提示しなければならない。

3 この証明書は、犯罪捜査のために使用してはならない。

（裏）

(環境影響評価に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 環境影響評価に関する条例施行規則(平成9年兵庫県規則第68号)の一部を次のように改正する。

別表第3の8の項行為の欄(5)中「届出」の右に「、同条例第7条の2第1項の規定による許可の申請」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例施行規則第13条の規定は、令和6年12月1日前に着手する太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例(平成29年兵庫県条例第14号)第7条第1項に規定する設置工事又は同条例第10条第1項に規定する増設等工事であって、同条例第2条第2号に規定する事業区域の全部又は一部が神崎郡市川町の区域にある太陽光発電施設に係るものについては、適用しない。

告 示

兵庫県告示第740号の2

平成29年兵庫県告示第400号(太陽光発電施設の設置等に関する基準)の一部を次のように改正し、令和6年10月1日から施行する。

改正後の平成29年兵庫県告示第400号の規定は、施行の日前に着手する太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例(平成29年兵庫県条例第14号)第7条第1項に規定する設置工事又は同条例第10条第1項に規定する増設等工事については、適用しない。

令和6年8月2日

兵庫県知事 齋藤元彦

表の1の款中「及び事業区域内の緑地の保全」を削り、同款(9)の項を削る。

表の2の款(1)の項中「森林法」の右に「(昭和26年法律第249号)」を加え、同款(6)の項中「植生工等」を「植生工、モルタル吹付工その他の適切な方法」に改め、同款(11)の項を削り、同款(12)の項を同款(11)の項とする。

表の5の款を同表の6の款とし、同款(2)の項を削り、同款(3)の項を同款(2)の項とし、同項の次に次のように加える。

(3) 柵塀の設置等	柵又は塀を設置するなど、外部から容易に太陽電池モジュール及びパワーコンディショナー等の附帯設備に触れることができないよう適切な措置が行われていること。
------------	---

表の4の款を同表の5の款とし、同表の3の款の次に次のように加える。

4 太陽光発電施設の設置に係る自然環境の保全に関する事項	(1) 緑地の保全	<p>ア 森林又は緑地（以下「森林等」という。）を含む土地に設置する太陽光発電施設にあっては、次のいずれの基準にも適合するものであること。</p> <p>(イ) 樹木の伐採は、必要最小限にとどめること。</p> <p>(ロ) 設置工事の完了後においても、当該設置工事の着手の際事業区域内に現に存する森林等の面積のおおむね25パーセント以上の面積の森林等が事業区域内に保全されていること。</p> <p>イ アにかかわらず、森林法第5条第1項に規定する地域森林計画の対象となっている民有林を含む土地に設置する事業区域の面積が50ヘクタール以上の太陽光発電施設にあっては、次のいずれの基準にも適合するものであること。</p> <p>(イ) 樹木の伐採は、必要最小限にとどめること。</p> <p>(ロ) 設置工事の完了後においても、当該設置工事の着手の際事業区域内に現に存する森林等の面積のおおむね60パーセント以上（次に掲げる区域を含む土地である場合にあっては、地域の実情を勘案し緑地の保全に関して関係市町長が特に認めるときを除き、おおむね80パーセント以上）の面積の森林等が事業区域内に保全されていること。</p> <p>a 自然公園法（昭和32年法律第161号）第5条第1項の規定により指定された国立公園又は同条第2項の規定により指定された国定公園の区域</p> <p>b 兵庫県立自然公園条例（昭和38年兵庫県条例第80号）第3条第1項の規定により指定された自然公園の区域</p>
	(2) 動植物の生息・生育環境の保全	<p>野生動植物の生息又は生育上重大な支障を及ぼすおそれがないこと。</p>



兵庫県告示第740号の3

平成30年兵庫県告示第1009号（風力発電施設の設置等に関する基準）の一部を次のように改正し、令和6年10月1日から施行する。

改正後の平成30年兵庫県告示第1009号の規定は、施行の日前に着手する太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例（平成29年兵庫県条例第14号）第7条第1項に規定する設置工事又は同条例第10条第1項に規定する増設等工事については、適用しない。

令和6年8月2日

兵庫県知事 齋藤元彦

表の1の款中「及び事業区域内の緑地の保全」を削り、同款(7)の項を削る。

表の2の款(1)の項中「森林法」の右に「(昭和26年法律第249号)」を加え、同款(6)の項中「植生工等」を「植生工、モルタル吹付工その他の適切な方法」に改め、同款(11)の項を削り、同款(12)の項を同款(11)の項とする。

表の5の款を同表6の款とし、同款(2)の項を削り、同款(3)の項を同款(2)の項とし、同項の次に次のように加える。

(3) 柵塀の設置等	柵又は塀を設置するなど、必要に応じて、外部から容易に風力発電機及びパワーコンディショナー等の附帯設備に触れることができないよう適切な措置が行われていること。
------------	--

表の4の款を同表5の款に改め、同表3の款の次に次のように加える。

4 風力発電施設の設置に係る自然環境の保全に関する事項	(1) 緑地の保全	<p>ア 森林又は緑地（以下「森林等」という。）を含む土地に設置する風力発電施設にあっては、次のいずれの基準にも適合するものであること。</p> <p>(7) 樹木の伐採は、必要最小限にとどめること。</p> <p>(4) 設置工事の完了後においても、当該設置工事の着手の際事業区域内に現に存する森林等の面積のおおむね25パーセント以上の面積の森林等が事業区域内に保全されていること。</p> <p>イ アにかかわらず、森林法第5条第1項に規定する地域森林計画の対象となっている私有林を含む土地に設置する事業区域の面積が50ヘクタール以上の風力発電施設にあっては、次のいずれの基準にも適合するものであること。</p> <p>(7) 樹木の伐採は、必要最小限にとどめること。</p> <p>(4) 設置工事の完了後においても、当該設置工事の着手の際事業区域内に現に存する森林等の面積のおおむね60パーセント以上（次に掲げる区域を含む土地である場合にあっては、地域の実情を勘案し緑地の保全に関して関係市町長が特に認めるときを除き、おおむね80パーセント以上）の面積の森林等が事業区域内に保全されていること。</p> <p>a 自然公園法（昭和32年法律第161号）第5条第1項の規定により指定された国立公園又は同条第2項の規定により指定された国定公園の区域</p> <p>b 兵庫県立自然公園条例（昭和38年兵庫県条例第80号）第3条第1項の規定により指定された自然公園の区域</p>
	(2) 動植物の生息・生育環境の保全	野生動植物の生息又は生育上重大な支障を及ぼすおそれがないこと。